

2025年17週

栃木県では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による重症患者の把握のため、指定された7カ所の医療機関（病床数300以上）を基幹定点医療機関とし、COVID-19の治療を目的として入院の対象となった事例について、毎週報告を受けています。

(1)入院患者の内訳

[illegible]

※1 一部重複あり

※2 「いずれにも該当せず」とは…COVID-19の治療を目的として入院の対象となったが、ICU入室・人工呼吸器の利用がなかった事例

(2) COVID-19入院報告件数

